

令和6年度入善町新婚世帯住居費等支援事業 チェックシート

	番号	チェック項目	チェック
基本要件 (最大30万円)	I	年齢要件を満たしていますか。(婚姻日現在の合計年齢が100歳以下) 申請者( )歳 + 配偶者( )歳 ≤ 100歳	
	II	入善町に2年以上定住する意思はありますか。 ※2年未満で転出等となった場合、補助金の返還義務が発生します。注意事項をご参照ください。	
	III	申請日からさかのぼって、①～④の項目が1年以内ですか。また、申請日は、下記の要件がそろってから3か月以内ですか。	
		申請(予定)日            年            月            日	
		①婚姻日                            年            月            日	
		②同居日                            年            月            日	
		③契約日                            年            月            日	
	IV	④引越日                            年            月            日	
	IV	入居にかかる費用や引越費用は支払われましたか。※領収書を提示してください。	
	V	町税の滞納はありませんか。※世帯全員の納税証明書が必要です。	
VI	1. 住まい・まちづくり推進事業(近居・空き家バンク等)の補助対象ではありませんか。		
	2. 上記以外にも、公的補助等は受けていませんか。※裏面の補助金制度一覧をご参照ください。		
VII	過去にこの補助金の交付を受けていませんか。※他市町村で交付を受けた場合を含みます。		
追加要件 (最大60万円)	VIII	婚姻届を提出し、受理された日の年齢が夫婦ともに29歳以下、または39歳以下ですか。 ⇒29歳以下に該当の場合は最大60万円の助成対象、39歳以下に該当の場合は最大30万円の助成対象です。	
	IX	令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦ですか。	
	X	夫婦の令和5年における所得(直近の時点で発行されている所得証明書の金額)の合計額が500万円未満ですか。	
	XI	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに住居費や引っ越し費用の支払いを完了していますか。	

(注意事項) 以下の場合、本補助金の返還対象となります。ご確認をお願いいたします。

- (1) 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者の両方が町外へ転出したとき。
- (2) 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者が別居したとき。
- (3) 交付決定の日から起算して2年以内に、離婚届を提出し、受理されたとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

国の住宅取得・住宅リフォームの補助金制度一覧（令和6年度時点）

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- ・ こどもエコすまい支援事業
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金
- ・ 住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業

※施工業者様にご確認をお願いいたします。